

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます。)が記載してください。	
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	

記載のしかたはこちら

二次元
コード



一般の生命保険料	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認
	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)	(a)
生命保険料控除	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A		Aの金額を下	計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円)	計(①+②) ③
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B		Bの金額を下	計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	②	(最高50,000円)	②と③のいずれか大きい金額 ④
	(a)の金額の合計額	C		Cの金額を下	計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑤	(最高40,000円)	計(④+⑤) ⑥
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D		Dの金額を下	計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額	④	(最高40,000円)	計(④+⑤) ⑥
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E		Eの金額を下	計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額	⑤	(最高50,000円)	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦
計算式Ⅰ(新保険料等用)※		計算式Ⅱ(旧保険料等用)※		生命保険料控除額計(④+⑤+⑦)		(最高120,000円)		
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式		
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額		
20,001円から40,000円まで		(A、C又はD)×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE)×1/2+12,500円		
40,001円から80,000円まで		(A、C又はD)×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE)×1/4+25,000円		
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円		

レイアウトの調整などを行う場合があります。

地震保険料控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除																																																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>保険会社等の名称</th> <th>保険等の種類(目的)</th> <th>保険期間</th> <th>保険等の契約者の氏名</th> <th>あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)</th> <th>給与の支払者の確認</th> </tr> <tr> <td></td> <td>地震</td> <td></td> <td></td> <td>⑧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>地震・旧長期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">⑧のうち地震保険料の金額の合計額</td> <td>⑨</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">⑧のうち旧長期損害保険料の金額の合計額</td> <td>⑩</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">地震保険料控除額</td> <td> (⑨の金額) + (⑩の金額が10,000円を超える場合は、⑩×1/2+5,000円)※ </td> <td> (最高15,000円) </td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">= (最高50,000円)</td> </tr> </table>	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認		地震			⑧			地震・旧長期					⑧のうち地震保険料の金額の合計額				⑨		⑧のうち旧長期損害保険料の金額の合計額				⑩		地震保険料控除額				(⑨の金額) + (⑩の金額が10,000円を超える場合は、⑩×1/2+5,000円)※	(最高15,000円)					= (最高50,000円)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>社会保険の種類</th> <th>保険料支払先の名称</th> <th>保険料を負担している人の氏名</th> <th>あなたが本年中に支払った保険料の金額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合計(控除額)</td> <td></td> </tr> </table>	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額					合計(控除額)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>種類</th> <th>あなたが本年中に支払った掛金の金額</th> </tr> <tr> <td>独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合計(控除額)</td> </tr> </table>	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金		確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金		確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金		心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金		合計(控除額)	
保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	あなたが本年中に支払った保険料等のうち、左欄の区分に係る金額(分配を受けた剰余金等の控除後の金額)	給与の支払者の確認																																																															
	地震			⑧																																																																
	地震・旧長期																																																																			
⑧のうち地震保険料の金額の合計額				⑨																																																																
⑧のうち旧長期損害保険料の金額の合計額				⑩																																																																
地震保険料控除額				(⑨の金額) + (⑩の金額が10,000円を超える場合は、⑩×1/2+5,000円)※	(最高15,000円)																																																															
				= (最高50,000円)																																																																
社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額																																																																	
合計(控除額)																																																																				
種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額																																																																			
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金																																																																				
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金																																																																				
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金																																																																				
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金																																																																				
合計(控除額)																																																																				

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。